栗東市告示第１９５８号

栗東市中学校新入生自転車ヘルメット購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１０月１５日

栗東市長　　竹　村　　健

栗東市中学校新入生自転車ヘルメット購入補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、栗東市立中学校に入学する生徒の自転車乗車時の安全を確保するとともに、物価高騰の影響を受けた保護者の経済的な負担を軽減するため、自転車用ヘルメットを購入する生徒の保護者に、予算の範囲内において栗東市中学校新入生自転車用ヘルメット購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和６３年栗東町規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　ヘルメット　自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証を受けたものをいう。

ア　一般社団法人製品安全協会が安全基準に適合することの認証（ＳＧマーク）

イ　公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することの認証（ＪＣＦマーク）

ウ　欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することの認証（ＣＥマーク）

エ　ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証（ＧＳマーク）

オ　米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することの認証（ＣＰＳＣマーク）

カ　アからオまでに相当する認証で、市長が認めるもの

⑵　保護者　親権者、後見人その他未成年者を保護する責任を有する者をいう。

⑶　クーポン券　栗東市立中学校新入生自転車ヘルメット購入割引券兼誓約書(別記様式第１号)をいう。

⑷　補助金取扱事業者　ヘルメット販売事業者のうち、補助金を取り扱うことが適当と市長が認めた事業者をいう。

（補助金取扱事業者）

第３条　補助金を取り扱うことを希望するヘルメット販売事業者は、栗東市中学校新入生自転車ヘルメット購入補助金取扱事業者申請書（別記様式第２号）により市長に申請をしなければならな

い。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該事業者が補助金を取り扱うことが適当と認めたときは、補助金取扱事業者とすることを決定し、当該事業者に通知する。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、ヘルメットを使用する栗東市立中学校の新入生（以下「使用者」という。）の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　当該保護者に係る使用者が令和８年度に栗東市立小学校に在籍していること。

⑵　当該保護者に係る使用者が令和９年度に栗東市立中学校に入学を予定していること。

⑶　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対し他の同様の補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、補助対象者が令和８年１１月１日から令和９年３月１日までの間に、ヘルメットの購入に要した経費とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の額とし、２，９８０円を上限とする。

２　補助金の交付は、使用者１人につき１回を限度とし、補助対象者１人につき１回限り交付するものとする。

（クーポン券の使用範囲等）

第７条　クーポン券は、補助対象者が補助金取扱事業者との間における取引において使用するものとする。

（クーポン券によるヘルメットの購入）

第８条　補助対象者は、補助金取扱事業者にクーポン券を提出することにより、補助対象経費の額から補助金額を差し引いて得た金額でヘルメットを購入することができる。

２　補助対象者は、前項の規定によりヘルメットを購入するときは、補助金取扱事業者に対し官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書を提示するものとする。

３　補助対象者は、第１項の規定によりヘルメットを購入したときは、補助金取扱事業者に対し、補助金の交付申請、請求及び受領の権限を委任するものとする。

（交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栗東市中学校新入生自転

車ヘルメット購入補助金交付申請書（別記様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて令和９年３月２日までに市長に申請しなければならない。

⑴　クーポン券

⑵　購入日、購入金額及び購入品名が記載された領収書等の写し

⑶　第２条第１号に掲げる認証を受けていることが分かるもの

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

２　前項の申請は、持参又は郵送により行うものとする。

（交付決定及び額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、栗東市中学校新入生自転車ヘルメット購入補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第４号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、栗東市中学校新入生自転車ヘルメット購入補助金請求書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１１月１日から施行する。